

1 コロナ禍における税収見込みについて

- (1) 来年度の税収見込みとその対策について具体的にお示し頂きたい。
- (2) 今年度の個人市民税の想定される減収の見込みはどの位になるか具体的にお示し頂きたい。
- (3) 法人市民税のうち大きく税収の変動が予想される業種について具体的にお示し頂きたい。
- (4) 国・県の交付金や交付税を含め減収補填の方法を具体的にお示し頂きたい。
- (5) 来年度の減収を見込んで、本年度の事業の中止や延期の予定について具体的にお示し頂きたい。
- (6) 来年度事業につき、減収による事業の中止や延期の予定について具体的にお示し頂きたい。

2 生活保護制度について

- (1) 生活保護を受けるための要件として、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、活用することが前提とあるが以下を伺う。
 - ① 資産の活用として、持ち家、自家用車などの売却や保険の解約を原則として求められると聞かすが、誰がどのようにして決めているのかを伺う。また、この場合の認められる例外を伺う。バス路線の無い地区に居住する住民に、通勤や通院を徒歩や自転車にて行う事を求めているようにまで見えるが、磐田市の見解を伺う。
 - ② 能力の活用として、働くことが可能な方はその能力に応じて働いてくださいとのことだが、数々の理由で収入が無くなって生活保護を頼って来るのであり、現在のコロナ禍において多数の失業者が存在する中で、働ける状況であるとして生活保護申請を却下する理由を伺う。

③ 1カ月分の最低生活費の半分よりも多い預貯金を持っている事を理由にして生活保護申請が却下されると聞くが、現状を伺う。

最低生活費は世帯構成によって大きな開きがあり、単身世帯では最低生活費は少額であり、その半分よりも多い預貯金があるとの理由のみで生活保護申請が却下される事についての見解を伺う。

(2) 生活保護申請も行政に対する申請であり、保護の要件等は審査基準にあたりと考える。行政手続法は具体的な審査基準を定め、行政上特別な支障があるときを除き、これを公にしておくことを義務付けるとしている。生活保護の要件等の具体的な基準の策定と公表の現状を伺う。

3 ごみについて

(1) 資源ごみへの更なる分別の徹底によって最終処分する部分を減少させるため、新たな中間処理施設の建設予定があるか伺う。

(2) 家庭から排出されるごみの減量を目的とした、ごみの有料化が近隣市において検討されているとの報道がある。磐田市において検討される予定があれば伺う。

(3) 中遠広域一般廃棄物最終処分場（森町一宮）のホームページを見ると埋め立て期間が令和4年12月までとあり、令和5年1月からはごみが出せなくなるのではと心配する市民の声が聞かれる。このような市民の声に対してどのような対応をすべきなのか、磐田市の見解を伺う。

(4) 災害発生時を考える時、自前の最終処分場を確保すべきであると考えますが磐田市の見解を伺う。